

公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針

平成 26 年 9 月 1 日

岐阜女子大学では、平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、以下のような取り組みをすることといたしました。

今後とも、本学における公的研究費等の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を絶えず見直しながら、教育研究を通じて社会・経済・文化等の充実発展に貢献できるよう努めます。

機関内の責任体制の明確化

大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者)として、理事長を充てます。また、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)として、学長を充てます。さらに、学内の各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(部局責任者)として部局の長を充てます。

本学における各責任者等の責任範囲と権限、及び相互関係は以下のとおりです。

- 岐阜女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

現在、本学で取り扱う公的研究費等は多岐にわたり、使用ルールもそれぞれ異なります。会計ルールや行動規範の理解不足による研究費の不正使用を防止する観点から、本学では以下のような取り組みや環境の整備を行っています。

- 科学研究費補助金公募要領等説明会(年 1 回)
- 岐阜女子大学研究者行動規範
- 岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を未然に防ぐためにはどうしたらいいか。本学では、不正使用の発生要因を調査、不正使用防止計画を策定・実施する部署として、学長の下に「岐阜女子大学公的研究費等不正使用防止対策委員会」を設置します。最高管理責任者である理事長は、率先して不正使用防止計画を推進し、自ら進捗管理に努めます。

- 岐阜女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程

研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、経理課(納品検収担当)を設置し、当事者以外の者が納品のチェックを行っています。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分方針を定めます。

- 納品検収体制

情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費等の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、内部監査室に通報窓口を設置します。

また、通報者の保護や関係者の守秘義務についても定めており、本学 HP にて公開することにより、公正かつ透明性の高い運用を図ります。

- 岐阜女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程
- 学校法人杉山女子学園公益通報等に関する規程